

鎌倉市農業委員会 平成30年度 第9回総会 次第	
日 時	平成30年12月26日(水) 15時30分開会
場 所	鎌倉市役所 4階402会議室
出席委員	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均、5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、11番 小川壽一、12番 若林安雄、13番 石澤一英、以上12名
事務局出席者	茂木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員
議長 (安齊会長)	それでは、定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	議長、8番飯田委員、9番小泉委員、10番和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長 (安齊会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、4番郷原委員、5番平井委員にお願いします。 現況証明委員は、13番石澤委員、2番石原委員にお願いします。
議長 (安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長、本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、12月総会議事日程につき審議しましたところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。 日程第1、報告第25号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件。 日程第2、報告第26号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第3、報告第27号、遊休農地解消対策実践活動について。 日程第4、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第5、議案第41号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第6、議案第42号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第7、その他、諸般の報告について。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	ありがとうございました。 それでは、日程第1、報告第25号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第1、報告第25号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、2件、着席して報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[黒字]、田、61平方メートルを、[黒字]、[黒字]が、専用住宅用地として、平成31年3月1日転用のため、平成30年11月22日に専決処分いたしました。 整理番号2、[黒字]、畑、平方メートル外3筆、合計4筆、697平方メートルを、[黒字]、[黒字]外1名が、店舗用地として、平成30年12月10日転用のため、平成30年12月3日に専決処分いたしました。以上2件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

4 番 (郷原委員)	4 番、整理番号 2 は、文教堂の所か。
事務局 (岸名補佐)	議長、文教堂のあったところです。現在コンビニエンスストアを建設中です。
4 番 (郷原委員)	4 番、今、転用届けを出さなければいけない状況なのか。
事務局 (岸名補佐)	議長、本来、建設前に転用届出を出すべきものが、市街化区域ということで転用届出を出さずに現況地目にあわないうまま建設されたものが多い状況でした。登記所等が、現況地目にあったものを求め、4 条や 5 条の届出が出てくるといいうものが大半でございます。以上です。
議長 (安齊会長)	他に、ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第 2、報告第 26 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、1 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第 2、報告第 26 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、1 件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号 1、[REDACTED]、畑、311 平方メートルを、[REDACTED]、[REDACTED] から、[REDACTED]、[REDACTED] に所有権移転し、資材置き場用地として、平成 31 年 1 月 15 日転用のため、平成 30 年 11 月 29 日に専決処分いたしました。賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
4 番 (郷原委員)	4 番、笛田の森林公園（夫婦池公園のことと思われる）にかかっている場所ではないか。
事務局 (岸名補佐)	議長、エリア内とは聞いておらず、国が所有する土地で財務局からの売払いとなっています。
4 番 (郷原委員)	4 番、笛田の森林公園（夫婦池公園のことと思われる）でこの辺りの自分の土地を売っている。公園用地としての認識がなければいいんだけども。ここら辺は地権者の 3、4 人が公園整備計画で市が取得した経緯がある。
事務局 (岸名補佐)	議長、登記簿を見ると 3 名共有だったものが、相続税の物納で財務省に所有権移転がされています。それを財務省が売却をしたものです。
4 番 (郷原委員)	4 番、こんなところを物納で受けてもらえたのか。
事務局 (岸名補佐)	議長、こちらは市街化区域になるので、転用届出が出ました。家が建てられるエリアです。
4 番 (郷原委員)	4 番、市が所有していると思ったら、国の所有だということなので、わかりました。
事務局 (岸名補佐)	議長、物納されたのが平成 20 年になります。平成 16 年に分筆されて 3 名の共有となっていますが、移記されているので、平成 16 年より前のいつからの所有かは、判明しません。 当該地の右下に [REDACTED] さんの表示がありますが、こちらが購入されたもので、一体化の利用を考える、いずれ造成をする。今のところは、資材を置く。他の権利関係が整理できたら、何かしらの動きがあると思われる

	ます。
議長 (安齊会長)	資材置き場にすると土地の評価額は、雑種地になるのか。
事務局 (岸名補佐)	議長、先々家を建てるような話もしていましたので、買った時点で市街化の土地ですので、建てれば宅地、建てなければ雑種地なので、税金は変わらないと思います。
議長 (安齊会長)	他にございませんか。 ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第3、報告第27号、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚)	議長、日程第3、報告第27号、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。着席して報告させていただきます。 12月11日(火)13時30分より、手広の遊休農地解消対策実践活動地において、除草及び雑木の伐採作業を実施しました。 当日は農業委員10名、市役所1名、事務局1名、アグランド株式会社2名の計14名で作業を行いました。途中で降雨のため、一時間ほどで作業を中止いたしました。 今後は、再度草刈り、木の伐採作業を実施させていただき、三菱電機株式会社の社員の方々に撤去をしていただく予定です。 次回の作業につきましては、諸般の報告の際に出欠を取らせていただきます。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	次に、日程第4、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第5、議案第41号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第6、議案第42号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上3件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第4、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第5、議案第41号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第6、議案第42号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上3件関連案件ですので、一括してご説明します。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第40号は、[]から、議案第41号は、[]から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 期間は、それぞれ平成31年1月1日から平成35年12月31日までの5年間です。 次に、議案第42号及び参考資料をご覧ください。 議案第42号は、ただ今、ご説明した議案第40号、議案第41号の土地を農業公社から[]に貸し出すにあたり、市長から意見を求め

	られているものです。 期間は、平成 31 年 3 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの約 5 年間で。 賃借料は、1 平方メートル当り約 24 円、年間 45,000 円となっています。 なお、今回から農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行っており、継続案件と同じと言えます。以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の若林委員から補足説明をお願いします。
12 番 (若林委員)	議長、12 番、本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、小松菜、キャベツ、カブなどの耕作が行われており、特段の問題はないものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
4 番 (郷原委員)	4 番、1741-1、1742 で 1,116㎡ と 1741-2、1743 で 710㎡、公図でみると 1741-2、1743 が明らかに大きい、あっているのか。
事務局 (岸名補佐)	議長、公図については今のところ登記所の方では、位置を示すものという扱いになっている。これが国土調査が入ると現地と測量図が一致するような集積図に代わる。現在のところ国内で数パーセントしか、その扱いを行っていません。
4 番 (郷原委員)	4 番、これはこれでいいのね。逆転しているようだけど、面積が。
事務局 (岸名補佐)	議長、公図については登記所の管轄となっています。
13 番 (石澤委員)	13 番、公図は縮尺が 600 分の 1、これについては結構めっちゃくちゃです。事務局の発言どおり、整理しまして縮尺が 500 分の 1 というのが順次出ます。それだとかなり正確です。
議長 (安齊会長)	600 分の 1 は、あまり正確でないのか。
13 番 (石澤委員)	13 番、まったく信用できないです。
議長 (安齊会長)	500 分の 1 は、正確になってきているのか。
13 番 (石澤委員)	13 番、かなり正確です。ただ、非常に少ないです。
4 番 (郷原委員)	4 番、少ないですか。境界を決めるときに公図からだいたい積算して、地積とあっているよね、ということで民民だけど境を決めていた。
13 番 (石澤委員)	13 番、ならざるを得ないですよ。500 分の 1 は、まだ少ないです。
事務局 (岸名補佐)	議長、国土調査、土地改良事業、その他で、外周を道路とかで囲まれた中で、境界を皆さんが決める。道路の位置は変わらないので、測量図の集合体のような公図に書き換えていく。それが 500 分の 1 で、採用されているものは限られている場所になります。 この辺りですと玉縄の一部、関谷の中ではハウス団地のところが 500 分の 1 で作られています。

4 番 (郷原委員)	4 番、関谷は疎いけど、ハウス団地がある上の段のことか。
事務局 (岸名補佐)	議長、ハウス団地のところだけが、500分の1の公図に差し替えられています。
4 番 (郷原委員)	4 番、市では産廃の捨て場とか色々使っていた。そういうときに測量がかかっているのではないか。
事務局 (岸名補佐)	議長、ある程度大きなエリアできちっと全部が測量されて初めて成り立つものなので、各々のものは公図で位置を見まして、地権者の立会いで境界を決め測量図が出来上がる。測量図の無いところがかかなり多い状況で、イコールにはなりません。
4 番 (郷原委員)	4 番、資料（公図）を見ると旧土地台帳附属地図と書いてある、ちょっと違和感を感じたので。わかりました。
議長 (安齊会長)	他にございませんか。ご意見、ご質問が無いようですので、3 件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 40 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 40 号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第 41 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 41 号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第 42 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 42 号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第 7、その他、諸般の報告について、4 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長、日程第 6、その他、諸般の報告について、4 件、着席して報告させていただきます。 諸般の報告 1、農地パトロールについて、報告させていただきます。 農地パトロールは、農業振興地域内の農地法違反地を中心に現在の状況を確認するため、農地パトロール実施計画に基づき年 4 回実施しています。 目的は、農地法違反地の状況の確認、産業廃棄物の不法投棄や農地の無断転用の防止等となっております。 農業委員会のほか、市の関係課・県関係課職員も同行します。 今回は、平成 31 年 1 月下旬に実施予定で、6 番岡崎委員、7 番浜野委員、8 番飯田委員をお願いします。 日程等詳細につきましては、追ってご連絡させていただきます。 続きまして、諸般の報告 2、農地相談会について、報告いたします。

	年明けの1月24日(木)に本年度第3回目の農地相談会をJAさがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。 農家の方へは、JAの回覧で周知をする予定です。 場所はJAさがみ玉縄支店で行います。 相談者にはあらかじめ予約をお願いしています。 どんな相談でも、要望でも構いません。委員の方からも農家の方へお知らせくださるようお願いいたします。 続きまして、諸般の報告3、遊休農地解消対策実践活動について、説明させていただきます。 12月11日(火)に雑草の伐採作業を行っていただきました、手広の遊休農地について、1月17日(木)に再度の伐採及び撤去作業を行わせていただきます。 時間は、午後1時30分から午後4時頃までを予定しております。 作業ですが、当日、ご都合の悪い方は挙手をお願いします。 現地は雑草、雑木が残っているため、チェーンソー、草刈り機をお持ちの方の協力をお願いいたします。 機材を使用するにあたり危険のないよう、ゴーグル等をお持ちいただきますようお願いいたします。 駐車は、前回同様現地よこの通路をお願いいたします。 また、当日はこの圃場にて活動を行っておりますアグプランタ株式会社も除草活動に参加いたします。 予備日は、1月18日(金)です。雨天の場合、17日(木)の午前中にご連絡いたします。よろしくお願いいたします。 最後に、1月総会の日程について、ご報告させていただきます。 次回は1月25日(金)15時30分から、運営委員会は15時10分から、402会議室で開催します。諸般の報告は、以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして平成30年度第9回総会を閉会いたします。 この1年間、農業委員会皆さんの協力を得まして、無事終了することができました。ありがとうございました。あと1週間位でお正月ということではございますけれども、皆さん風邪を引かないように良いお正月をお迎えしていただきたいと思います。また、来年もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
会 長	安齊 清一
議事録署名委員 4番	柳原 均
議事録署名委員 5番	安井 保男